

TVドメイン名細則 (修正履歴付き)	TVドメイン名細則 (整形版)	備考
<p>株式会社日本レジストリサービス 公開：2011年11月 1日 実施：2011年12月19日 改訂：2022年11月16日 実施：2022年11月16日</p> <p>TVドメイン名細則</p> <p>第1条 (目的) この細則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という) 第1条第3項に基づいて、当社が取り扱うTVドメイン名 <u>(以下「本ドメイン名」という)</u> 個別に適用される規定を定める。</p> <p><u>2 本ドメイン名に関し、登録規則およびこの細則で定める「レジストリ」は、登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」におけるTVドメイン名のレジストリ組織名に規定される組織 (以下「ツバル政府」という) および本ドメイン名の運営のための契約をツバル政府と締結している事業者 (以下「レジストリサービス提供事業者」という) をいう。</u></p> <p>第2条 (表明保証等および誓約) 申請者および登録者は、<u>本ドメイン名に関する申請・更新・届け出にあたり、次の各号の事項を表明保証し、誓約する。</u></p> <p>(第1号削除) レジストリが定めるポリシーに違反してドメイン名を登録、使用、表示または利用しないこと</p> <p>(第2号削除) ドメイン名にアクセス可能な管轄区域の法律に違反してドメイン名を登録、使用、表示または利用しないこと</p> <p>(第3号削除) 児童ポルノ、児童虐待、あるいは特定の個人や集団に対する地域、人種、民族、性別その他不変の特徴に基づいた嫌悪、偏見、または暴力の擁護、電子メールサービスの窃取を含みかつこれに限定されないいかなる不法な目的のためにもドメイン名を登録、使用、表示または利用しないこと</p> <p>(第4号削除) 一方的に送信される大量の電子メールの発信源、もしくは一方的に送信される大量の電子メールへの返信に使用されるアドレスとしてドメイン名を登録、使用、表示または利用しないこと</p> <p><u>(5) 知る限りにおいて、本ドメイン名の登録は、現在および将来において、いかなる第三者の権利を侵害するものでないこと</u></p> <p><u>(6) 違法な目的のために本ドメイン名に関する申請・登録・更新・届け出をしておらず、現在および将来において、違法な目的のために本ドメイン</u></p>	<p>株式会社日本レジストリサービス 公開：2011年11月 1日 改訂：2022年11月16日 実施：2022年11月16日</p> <p>TVドメイン名細則</p> <p>第1条 (目的) この細則は、「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規則」という) 第1条第3項に基づいて、当社が取り扱うTVドメイン名 (以下「本ドメイン名」という) 個別に適用される規定を定める。</p> <p>2 本ドメイン名に関し、登録規則およびこの細則で定める「レジストリ」は、登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」におけるTVドメイン名のレジストリ組織名に規定される組織 (以下「ツバル政府」という) および本ドメイン名の運営のための契約をツバル政府と締結している事業者 (以下「レジストリサービス提供事業者」という) をいう。</p> <p>第2条 (表明保証および誓約) 申請者および登録者は、本ドメイン名に関する申請・更新・届け出にあたり、次の各号の事項を表明保証し、誓約する。</p> <p>(第1号削除)</p> <p>(第2号削除)</p> <p>(第3号削除)</p> <p>(第4号削除)</p> <p>(5) 知る限りにおいて、本ドメイン名の登録は、現在および将来において、いかなる第三者の権利を侵害するものでないこと</p> <p>(6) 違法な目的のために本ドメイン名に関する申請・登録・更新・届け出をしておらず、現在および将来において、違法な目的のために本ドメイン</p>	<p>凡例： <u>赤字 (下線付き)</u> : 追加 青字 (取消線付き) : 削除</p> <p>改訂日・実施日を記載</p> <p>「レジストリ」の定義に関する規定追加</p> <p>表明保証事項・誓約事項の追記・削除</p>

TVドメイン名細則（修正履歴付き）	TVドメイン名細則（整形版）	備考
<p><u>名を使用しないこと</u></p> <p><u>(7) 適用される法令もしくは規制または第三者の権利の違反・侵害であることを知りながら本ドメイン名を使用しないこと</u></p> <p><u>(8) レジストリによって随時制定・変更される、本ドメイン名のための要件、基準、ポリシーおよび手続・手順の全て（レジストリサービス提供事業者またはその下請会社によって随時制定・公開される仕様およびポリシーを含み、これらに限定されない）（以下「レジストリ要件」と総称する）に従って本ドメイン名を使用すること</u></p> <p>(第2項削除) 申請者および登録者は、ドメイン名の登録、使用、表示または利用が善意かつ法令に従って行われていることを保証する。</p> <p>(第3項削除) 申請者および登録者は、ドメイン名のサブドメインの委任を公募、広告、提供してはならない。</p> <p>(第4項削除) 申請者および登録者は、ドメイン名の使用が、商標権や他の知的財産権関連の法律を含め、ドメイン名が使用されまたはアクセス可能なあらゆる管轄区域の適用可能な法律の適用を受けることを認識しなければならない。</p>	<p>名を使用しないこと</p> <p>(7) 適用される法令もしくは規制または第三者の権利の違反・侵害であることを知りながら本ドメイン名を使用しないこと</p> <p>(8) レジストリによって随時制定・変更される、本ドメイン名のための要件、基準、ポリシーおよび手続・手順の全て（レジストリサービス提供事業者またはその下請会社によって随時制定・公開される仕様およびポリシーを含み、これらに限定されない）（以下「レジストリ要件」と総称する）に従って本ドメイン名を使用すること</p> <p>(第2項削除)</p> <p>(第3項削除)</p> <p>(第4項削除)</p>	
<p><u>第2条の2（遵守事項等）</u></p> <p><u>申請者および登録者は、レジストリ要件、ならびに、レジストリサービス提供事業者のツバル政府とのレジストリ契約またはその他の取り決めに基づきレジストリサービス提供事業者がモニタリングを行う責任を負う、ツバル政府の基準、ポリシー、手続・手順および実務慣行を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 申請者および登録者は、本ドメイン名の登録料と登録更新料は異なる場合があることを確認し、本ドメイン名の料金に同意する。</u></p>	<p>第2条の2（遵守事項等）</p> <p>申請者および登録者は、レジストリ要件、ならびに、レジストリサービス提供事業者のツバル政府とのレジストリ契約またはその他の取り決めに基づきレジストリサービス提供事業者がモニタリングを行う責任を負う、ツバル政府の基準、ポリシー、手続・手順および実務慣行を遵守しなければならない。</p> <p>2 申請者および登録者は、本ドメイン名の登録料と登録更新料は異なる場合があることを確認し、本ドメイン名の料金に同意する。</p>	<p>遵守事項等に関する規定追加</p>
<p><u>第2条の3（紛争処理）</u></p> <p><u>登録者は、レジストリの権利保護メカニズムのもとで適用されるポリシー、規則または手続・手順の全てを遵守し、レジストリの権利保護メカニズムに関連して手続が開始されたときにはこれに従い、また、起こりうるレジストリの権利保護メカニズムの結果を認め、これに従う。</u></p>	<p>第2条の3（紛争処理）</p> <p>登録者は、レジストリの権利保護メカニズムのもとで適用されるポリシー、規則または手続・手順の全てを遵守し、レジストリの権利保護メカニズムに関連して手続が開始されたときにはこれに従い、また、起こりうるレジストリの権利保護メカニズムの結果を認め、これに従う。</p>	<p>紛争処理に関する規定追加</p>
<p><u>第2条の4（禁止行為）</u></p> <p><u>登録者は、マルウェアの配布、悪意によるボットネットの運用、フィッシング、不正コピー、商標もしくは著作権の侵害、詐欺もしくは虚偽行為、偽造、迷惑メールまたはスパムの送信、その他適用法または上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他の定めに従って反する行為を行ってはならない。</u></p>	<p>第2条の4（禁止行為）</p> <p>登録者は、マルウェアの配布、悪意によるボットネットの運用、フィッシング、不正コピー、商標もしくは著作権の侵害、詐欺もしくは虚偽行為、偽造、迷惑メールまたはスパムの送信、その他適用法または上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他の定めに従って反する行為を行ってはならない。</p>	<p>登録者は、マルウェアの配布やフィッシング等を行ってはならない旨の規定を追加</p>
<p><u>第3条（レジストリへの登録手続の特則削除）</u></p> <p>当社のレジストリに対する登録手続後90日以内に登録がされなかった場合、</p>	<p>第3条（削除）</p>	

TVドメイン名細則（修正履歴付き）	TVドメイン名細則（整形版）	備考
<p>登録申請はなかったものとみなす。この場合、当社は、当該90日経過後遅滞なく、当社所定の方法により指定事業者に対して、その旨を通知する。</p> <p>第4条（ドメイン名の登録の拒否等<u>上位組織の仕様・ポリシー</u>）</p> <p>申請者および登録者は、登録規則第36条第2項に<u>の定めるほかに加え</u>、レジストリが、<u>種々の理由により、次の各号の目的のために必要と認める場合、その裁量により、本ドメイン名の登録または取引を拒否、廃止、譲渡移転その他の処理をする場合がある権利を有すること、または本ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かりもしくはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</u></p> <p><u>(1) レジストリの整合性および安定性を保護するため</u></p> <p><u>(2) 適用法、政府の定める規則もしくは要件、法執行機関からの要請またはいかなる紛争処理手続を遵守するため</u></p> <p><u>(3) レジストリならびにその関連会社、子会社、役員、取締役および従業員の民事上または刑事上の責任を回避するため</u></p> <p><u>(4) 登録規則、この細則その他の本サービスに基づく契約の契約条件に従うため</u></p> <p><u>(5) レジストリまたはレジストラによる本ドメイン名の登録に関連した誤りを訂正するため</u></p> <p><u>(6) レジストリ要件を執行するため</u></p> <p><u>(7) 本ドメイン名の意図された目的と異なる方法・態様によるドメイン名の使用を回避するため</u></p> <p><u>(8) 前条に定める禁止行為のいずれかが発生したため</u></p> <p><u>2 申請者および登録者は、レジストリが、紛争処理の間、本ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かりまたはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</u></p> <p><u>3 申請者および登録者は、前2項の拒否、廃止、移転その他の処理の結果から生じる、申請者、登録者、それらの顧客、関連会社、サービスの提供事業者その他の第三者のいかなる損失・責任についても、レジストリを免責するものとする。</u></p> <p>第5条（レジストリの第三者たる地位<u>削除</u>）</p> <p>登録規則の定めにかかわらず、レジストリは、登録規則で意図された契約上の第三者である。したがって、当社と申請者または登録者は、レジストリに契約上の第三者の権利が与えられたこと、および当社がドメイン名のレジストラとなることに合意するにあたって、レジストリは登録規則に基づく契約上の第三者の権利を信頼していることを確認し合意する。また、レジストリの契約上の第三者たる権利は、本サービスまたは本サービスに基づく契約の終了または満了の後も、なお効力を有する。</p>	<p>第4条（上位組織の仕様・ポリシー）</p> <p>申請者および登録者は、登録規則第36条第2項の定めに加え、レジストリが、次の各号の目的のために必要と認める場合、その裁量により、本ドメイン名の登録または取引を拒否、廃止、移転その他の処理をする権利を有すること、または本ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かりもしくはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</p> <p>(1) レジストリの整合性および安定性を保護するため</p> <p>(2) 適用法、政府の定める規則もしくは要件、法執行機関からの要請またはいかなる紛争処理手続を遵守するため</p> <p>(3) レジストリならびにその関連会社、子会社、役員、取締役および従業員の民事上または刑事上の責任を回避するため</p> <p>(4) 登録規則、この細則その他の本サービスに基づく契約の契約条件に従うため</p> <p>(5) レジストリまたはレジストラによる本ドメイン名の登録に関連した誤りを訂正するため</p> <p>(6) レジストリ要件を執行するため</p> <p>(7) 本ドメイン名の意図された目的と異なる方法・態様によるドメイン名の使用を回避するため</p> <p>(8) 前条に定める禁止行為のいずれかが発生したため</p> <p>2 申請者および登録者は、レジストリが、紛争処理の間、本ドメイン名をレジストリロック、レジストリ預かりまたはこれらと同様の状態におく権利を有することを確認し、同意する。</p> <p>3 申請者および登録者は、前2項の拒否、廃止、移転その他の処理の結果から生じる、申請者、登録者、それらの顧客、関連会社、サービスの提供事業者その他の第三者のいかなる損失・責任についても、レジストリを免責するものとする。</p> <p>第5条（削除）</p>	<p>レジストリの判断でドメイン名の登録拒否、廃止、譲渡等の処理がされる場合がある旨の規定を追加</p>

TVドメイン名細則（修正履歴付き）	TVドメイン名細則（整形版）	備考
<p>第6条（マルウェアスキャン削除）</p> <p>登録者は、レジストリがその無限定かつ単独の裁量により、マルウェアを発見する、またはレジストリのシステムの整合性、安全性または安定性を保護するためにウェブサイトをスキャンその他の監視をすること（以下「マルウェアスキャン」という）を許可する。</p> <p>2 登録者は、次の各号の事項に同意する。</p> <p>（1）レジストリもしくはその代理人が、登録者または権利所有者から、全てのウェブサイトにおいて以下の権利を授与されていること</p> <p>（ア）レジストリの無限定かつ単独の裁量により、マルウェアスキャンが行われること</p> <p>（イ）マルウェアスキャンの結果のデータを収集、保存および処理すること</p> <p>（ウ）マルウェアスキャンの結果（すべてのデータを含む）を当社または指定事業者に開示すること</p> <p>（エ）レジストリのシステムの整合性、安全性または安定性を保護するためにマルウェアスキャンの結果（すべてのデータを含む）を利用すること</p> <p>（2）マルウェアスキャンの結果発見されたマルウェアまたは潜在的なマルウェアの情報は、登録者や権利所有者の機密情報とはみなされないこと</p> <p>（3）マルウェアスキャンによりすべてのマルウェアを検出すること、またはレジストリが当社または登録者に対するマルウェアの通知に関して責任を負うこと、もしくはレジストリが登録者のシステムからのマルウェアの除去に関して責任を負うことについて、レジストリがすべての保証、表明または同意を否認すること</p> <p>（4）当社・レジストリ、その関連会社、サプライヤー、ベンダーおよび下請会社、ならびにそれらの代表者、取締役、役員、従業員、代理人および譲受人に対し、マルウェアスキャンから発生するあらゆる種類のすべての損害、責任、費用および支出（関連する妥当な裁判費用および支出を含む）を補償し、免責すること</p> <p>（5）前号に掲げる者の書面による同意なく、補償可能な請求につき示談または和解交渉を開始しないこと</p> <p>3 登録者は、レジストリのシステム、ICANNとの契約の下で運用される他のレジストリ、またはICANN認定レジストラとの全ての通信、ならびに使用されるすべてのソフトウェア、システムまたはハードウェアにマルウェアが含まれていないことを保証する。</p> <p>4 登録者は、マルウェアが含まれていることを知った場合は、登録者の費用および支出で、マルウェアを取り除き、影響を抑えるために必要なあらゆる手段を講じる。</p>	<p>第6条（削除）</p>	